

# 大分県報

平成二十九年

第二九四二号

十二月十五日

（金曜日）

## 目次

### 告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（八件）……………一

県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧……………七

道路の供用開始……………八

### 選挙管理委員会告示

大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………八

### 公告

土地改良区の役員の退任……………八

## ○告示

### 大分県告示第六百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広瀬貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレンドピア花高松

大分市花高松一丁目二番八

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本泰雄

3 変更した事項  
大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オーケー

代表取締役 大城英男

大分市高崎三丁目一番二十五号

株式会社まるひで

代表取締役 小野秀幸

大分市大分流通業務団地一丁目三番六

株式会社ヤマヒコ水産

代表取締役 山本浩之

大分市大字曲七百七十九番地五

株式会社ミドリ薬品

代表取締役 百崎栄一

鹿児島県鹿児島市東開町五番十二

変更後 株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本泰雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

株式会社マツモトキヨシ九州販売

代表取締役 宮田亮史

福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号

4 変更の年月日

平成二十八年六月二十四日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレンドピア花高松

大分市花高松一丁目二番八

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社オーケー

株式会社まるひで

株式会社ヤマヒコ水産

株式会社ミドリ薬品

株式会社新鮮マーケット

変更後 株式会社新鮮マーケット

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

開店時刻 午後九時

閉店時刻 午後十一時

株式会社マツモトキヨシ九州販売  
開店時刻 午後九時  
閉店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十一時

4 変更する年月日

平成二十九年十一月二十二日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア大貞

中津市大字大貞字中ノ林三百八十九番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

株式会社オーケー

代表取締役 大 城 英 男

大分市高崎三丁目一番二十五号

変更後 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

4 変更の年月日

平成二十八年六月二十四日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならぬ。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア大貞

中津市大字大貞字中ノ林三百八十九番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 第一駐車場 グッデイ建物北側 二百二十一台

第二駐車場 新鮮市場建物南西側 百七十六台

第三駐車場 A棟建物南側 百十六台

合計 五百十三台

変更後 第一駐車場 グッデイ中津大貞店建物北側 二百二十一台

第二駐車場 新鮮市場建物南西側 百七十六台

合計 三百九十七台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 第一駐輪場 グッデイ建物北側 八十二台

第二駐輪場 新鮮市場建物北側 十台

第三駐輪場 新鮮市場建物北側 四十五台

第四駐輪場 A棟建物北側 二十八台

第五駐輪場 A棟建物北側 五十五台

合計 二百二十台

変更後 第一駐輪場 グッデイ建物北側 八十二台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

第二駐輪場 新鮮市場建物北側 十台  
 第三駐輪場 新鮮市場建物北側 四十五台  
 合計 百三十七台

変更前 荷さばき施設一 グッテイ建物北側 八十三平方メートル

荷さばき施設二 新鮮市場建物北側 百九平方メートル

荷さばき施設三 新鮮市場建物北側 六十九平方メートル

荷さばき施設四 新鮮市場建物北側 四十八平方メートル

荷さばき施設五 A棟建物北側 七十平方メートル

合計 三百七十九平方メートル

変更後 荷さばき施設一 グッテイ建物北側 八十三平方メートル

荷さばき施設二 新鮮市場建物北側 百九平方メートル

荷さばき施設三 新鮮市場建物北側 六十九平方メートル

荷さばき施設四 新鮮市場建物北側 四十八平方メートル

合計 三百九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容積

変更前 廃棄物保管庫一 グッテイ建物南側 二十一・五立方メートル

廃棄物保管庫二 グッテイ建物南側 十五・八立方メートル

廃棄物保管庫三 グッテイ建物南側 八・九立方メートル

廃棄物保管庫四 新鮮市場建物東側 八・四立方メートル

廃棄物保管庫五 新鮮市場建物東側 八・一立方メートル

廃棄物保管庫六 新鮮市場建物東側 五・七立方メートル

廃棄物保管庫七 A棟建物西側 九・二立方メートル

廃棄物保管庫八 A棟建物西側 八・三立方メートル

廃棄物保管庫九 A棟建物西側 八・三立方メートル

合計 九十四・二立方メートル

変更後 廃棄物保管庫一 グッテイ建物南側 二十一・五立方メートル

廃棄物保管庫二 グッテイ建物南側 十五・八立方メートル

廃棄物保管庫三 グッテイ建物南側 八・九立方メートル

廃棄物保管庫四 新鮮市場建物東側 八・四立方メートル

廃棄物保管庫五 新鮮市場建物東側 八・一立方メートル

廃棄物保管庫六 新鮮市場建物東側 五・七立方メートル

合計 六十八・四立方メートル

4 変更する年月日

平成三十年七月二十二日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア白杵

白杵市大字野田唐木田二百十四番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社オーケー

代表取締役 大城 英 男

大分市高崎三丁目一番二十五号

江藤産業株式会社

代表取締役 樋崎 孝 貫

大分市乙津町一番十八号

株式会社アレス

代表取締役 蒲原 晴 男

熊本県熊本市楠七丁目八番十号

株式会社和宝

代表取締役 仲村 達 男

臼杵市大字野田竹の下三百二十二番地

変更後 株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

株式会社明屋書店

代表取締役 小島 俊 一

愛媛県松山市湊町四丁目一番地十九

株式会社アレス

代表取締役 蒲原 晴 男

熊本県熊本市楠七丁目八番十号

株式会社和宝

代表取締役 仲村 達 男

臼杵市大字野田竹の下三百二十二番地

(二) 大規模小売店舗の所在地

変更前 臼杵市大字野田竹の下三百二十二番地

変更後 臼杵市大字野田唐木田二百十四番一 外

4 変更の年月日

平成二十八年六月二十四日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日  
三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア臼杵

臼杵市大字野田唐木田二百十四番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社オーケー

開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後七時

平成二十九年十二月十五日

大分県報（告示）

五

江藤産業株式会社

株式会社アレス

株式会社和宝

変更後 株式会社新鮮マーケット

株式会社明屋書店

株式会社アレス

株式会社和宝

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

閉店時刻 午後十時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

閉店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

閉店時刻 午後十一時

法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。なお、法第八條第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。  
平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア宇佐

宇佐市大字葛原二百三十四番一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰雄

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

株式会社オーケー

代表取締役 大城 英男

大分市高崎三丁目一番二十五号

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

変更後

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木本 泰雄

株式会社大創産業

代表取締役 矢野 博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

4 変更の年月日  
平成二十八年六月二十四日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレンドピア宇佐

宇佐市大字葛原二百三十四番一号

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社新鮮マーケット

代表取締役 木 本 泰 雄

大分市大分流通業務団地二丁目二番二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社オーケー

開店時刻 午前十時

株式会社大創産業  
閉店時刻 午後八時  
開店時刻 午前十時

株式会社新鮮マーケット  
閉店時刻 午後八時  
開店時刻 午前九時

株式会社大創産業  
閉店時刻 午後八時  
開店時刻 午前十時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで

変更後 午前八時三十分から午後八時三十分まで

4 変更する年月日

平成二十九年十一月二十二日

二 届出年月日

平成二十九年十一月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十二月十五日から平成三十年四月十六日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年四月十六日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営広域営農団地農道整備事業

大南野津地区

平二九・一二・一五から  
平三〇・一・四まで

大分市役所  
臼杵市役所

大分県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年十二月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道三重新殿線

豊後大野市三重町内田字高瀬一九一二番三から  
豊後大野市三重町内田字地藏原四〇八〇番二まで

平二九・一二・一五

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による平成二十九年十二月五日現在で大分海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一、六七四人

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三光土地改良区（中津市）から、退任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。  
平成二十九年十二月十五日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
（退任役員）

役名

氏名

住

所

理事

佐藤恒雄

中津市三光下深水一六四八番地